

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-指-1	P45~46	指摘	契約課	<p>【随意契約】 1者随契の理由の未公表について 市は、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約によることができる場合で、2人以上から見積書を徴しない場合の透明性を高めることを趣旨として、随意契約の理由等を公表調書として公表している。 監査対象とした事業のうち1者随契によっているものについて、公表調書への記載がなされていないものが散見された。公表調書による公表がなされるよう対応を図る必要がある。</p>	措置済(R4.4)	<p>1者随契の理由の公表については、四半期ごとに全所属からの公表調書を取りまとめ、公表しているが、未公表となっていた公表調書は、令和元年度中に市ホームページにて公表を行った。 令和2年度からは、公表前に全所属に対して再度確認を依頼し、記載漏れや誤りが無いよう対応を図っている。</p>
R1-指-2	P61	指摘	広聴広報課	<p>【相模原市コールセンター運營業務委託】 再委託に関する承認手続について(その1) 委託先から提出された受付・保守連絡体制表によると、受注者以外の事業者である株式会社トッパンコミュニケーションプロダクツとワンダークラフト株式会社が含まれており、業務の一部が再委託されているが、契約書第6条及び個人情報の取扱いに関する特記事項第7条に規定する再委託に関する手続がなされていない。再委託に関する承認手続を適切に行う必要がある。</p>	措置済(R2.7)	<p>運營業務委託契約における再委託について、相互に口頭での確認は行っていたものの、契約書の規定による書面での手続を行っていなかったことから、令和元年10月1日付けで再委託に関する承認手続を行った。 今後は、契約書の規定に基づく諸手続きについて、遺漏のないようチェックリストを活用することで再発防止に努める。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-指-3	P62	指摘	広聴広報課	<p>【相模原市コールセンター運營業務委託】再委託に関する承認手続について(その2)</p> <p>通話記録の取得・保持・消去に関する業務は株式会社コラボスに再委託されている。当該再委託については、個人情報の取扱いに関する特記事項第7条に基づき再委託承認申請がなされているが、契約書第6条に基づく再委託に関する承認手続はなされていない。</p> <p>契約書第6条と個人情報の取扱いに関する特記事項第7条に基づく再委託の承認は手続的には別個のものである。契約書等に従い再委託に関する承認手続に漏れがないよう対応する必要がある。</p>	措置済(R2.7)	<p>通話記録の取得・保持・消去に関する業務の再委託について、個人情報の取扱いに関する承認申請のみで承認手続を行っており、再委託に関する承認手続を行っていなかったことから、令和元年10月1日付けで再委託に関する承認手続を行った。</p> <p>今後は、契約書の規定に基づく諸手続きについて、遺漏のないようチェックリストを活用することで再発防止に努める。</p>
R1-指-4	P68~69	指摘	管財課	<p>【本庁舎警備業務委託】予定価格の作成について</p> <p>2者からの見積を平均して予定価格を作成している。見積は、直接人件費、直接物件費、業務管理費、一般管理費の4つの費目に分けて計算するように依頼したが、1者は直接人件費及び直接物件費の記載しかなく、業務管理費と一般管理費は記載されていなかった。見積書の徴取にあたっては、各費目に正確に分類して金額を算定するとともに、依頼した事業者からは確実に提出を受ける必要がある。</p>	措置済(R4.4)	<p>本庁舎警備業務委託は3年間の長期継続契約であるため、令和3年7月から令和6年6月委託分の契約については、入札の予定価格を設定する際に、3者に参考見積を依頼し、全ての事業者から各費目を分類した参考見積書を徴し、適正な予定価格を算定した。</p> <p>今後も、各費目に正確に分類した金額を記載した参考見積書の提出を受け、適正な予定価格を算定する。</p>
R1-指-5	P69	指摘	管財課	<p>【本庁舎警備業務委託】資格証明の確認について</p> <p>契約時に委託先から資格証明の写しが提出されているが、資格証明の写しに2点の不備が発見された。資格証明の写しが提出されたときには、提出された証明書の顔写真や氏名が本人と一致していることを確認する必要がある。</p>	措置済(R2.7)	<p>契約業者に資格証の写しの再提出を依頼し、該当する警備員の資格の確認を行い、資格に誤りがないことを確認した。今後、警備員の変更等により提出される資格証の写しについても、資格証の内容及び警備員氏名等の確認を複数名で行い、資格の確認を確実にやっていく。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-指-6	P71	指摘	資産税課	<p>【土地使用図等修正業務委託】 1者随契の理由について</p> <p>平成元年から30年にわたり、同一の事業者と1者随契を行っているが、事業を実施することについての時期的な制約以外には、同一の事業者で実施しなければならない理由は考えにくい。固定資産の課税標準となる土地及び家屋の評価替えは3年ごとに行われており、今後は令和3年度、令和6年度に評価替えが行われる。評価替えの年度を視野に入れ、競争性が発揮される仕組みを構築する必要がある。</p>	措置済 (R4.4)	<p>本業務委託については、新たな事業者が受託した場合、データ変換作業等が発生し、毎年度7月から実施する現地調査に間に合わないため1者随契を行ってきた。</p> <p>令和3年度は、本業務委託を「土地使用図等作成業務委託(4月～6月契約分)」と「固定資産評価用地理情報データ等修正業務委託(7月～翌年3月契約分)」に分割し、4月～6月契約分は1者随契により、7月～翌年3月契約分は仕様書に翌年度に向けた上記作業を加えて指名競争入札により契約し、7月～翌年3月契約分の受託事業者と翌年度の4月～6月契約分は1者随契を行うこととした。</p> <p>なお、令和4年度は、より競争性を確保するため、条件付一般競争入札を実施する予定である。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-指-7	P80	指摘	医療政策課	<p>【小児急病診療事業委託(病院協会)】 見積書の未徴取について</p> <p>公益社団法人相模原市病院協会との1者随契によっている。</p> <p>病院協会と契約を締結する場合で金額に裁量の余地がないものは、見積書の徴取を省略できるとしており理由書の作成も省略できるとしている。本事業の委託料は、休日・夜間等の区分に応じた単価にスタッフ数及び実施日数を乗じて積み上げた金額としている。各スタッフの単価は、本事業実施当初から市と病院協会の協議で決めているとのことであり、「金額に裁量の余地がない」とはいえない。</p> <p>病院協会から見積書を徴取する必要がある。また、徴取した見積書に関して市は、説明責任を果たすために金額単価の根拠を把握しておく必要がある。</p>	措置困難(R7.5)	<p>①見積書の徴取について</p> <p>市病院協会と事前に協議を行い、協議に基づいた事業内容等で予算計上し、予算執行時には金額の変動が生じないことから、金額に裁量の余地がないと判断し、契約規則第27条第2項第4号に基づき見積書の徴取を省略していた。</p> <p>当該委託事業を含む急病診療事業(二次救急)を構成する事業については、令和2年度から「休日夜間急病診療事業委託(二次救急)」として集約したところだが、当該委託料において、令和3年度から見積書を徴取することとした。</p> <p>②金額単価の根拠を把握することについて</p> <p>平成13年から開始した事業であるが、各スタッフの単価について当時の資料が保存年限を経過しているため、開始時の金額単価の根拠を把握することができなかった。市と市病院協会において、休日夜間における小児急病患者に対応する体制を確保するため、実施日数や必要な人員、実施医療機関等について十分に協議を行っているが、スタッフの単価設定については根拠が示せないことから、金額変更は事業継続に支障を来す恐れがあり、現在、市病院協会との協議が困難である。今後、事業見直しを行う場合、各スタッフ単価設定の考え方を協議する。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
R1-指-8	P81	指摘	医療政策課	<p>【夜間急病診療事業委託(医師会)】 見積書の未徴取について</p> <p>「小児急病診療事業委託（病院協会）」と同様である。</p> <p>本事業においては、委託金額の中に医師・看護師等に対する人件費以外に、「【意見】事務局費等について」に記載するとおり、事務局費等が含まれている。これらは「金額に裁量の余地がない」とはいえないものである。</p>	措置困難 (R7.5)	<p>①見積書の徴取について 市医師会と事前に協議を行い、協議に基づいた事業内容等で予算計上し、予算執行時には金額の変動が生じないことから、金額に裁量の余地がないと判断し、契約規則第27条第2項第4号に基づき見積書の徴取を省略していた。 当該委託事業を含む急病診療事業（初期救急）を構成する事業については、令和2年度から「休日夜間急病診療事業委託（初期救急）」として集約したところだが、当該委託料において、令和3年度から見積書を徴取することとした。</p> <p>②金額単価の根拠を把握することについて 昭和51年から開始した事業であるが、各スタッフの単価について当時の資料が保存年限を経過しているため、開始時の金額単価の根拠を把握することができなかった。市と市医師会において、夜間における急病患者に対応する体制を確保するため、実施日数や必要な人員、実施医療機関等について十分に協議を行っているが、スタッフの単価設定については根拠が示せないことから、金額変更は事業継続に支障を来す恐れがあり、現在、市医師会との協議が困難である。今後、事業見直しを行う場合、各スタッフ単価設定の考え方を協議する。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
R1-指-9	P94～ 95	指摘	南生活支援課	<p>【相模原市南保健福祉センター警備業務委託】 予定価格の積算(直接人件費)について</p> <p>予定価格の積算では、直接人件費を35,884千円、見込時間を35,727時間としている。この場合、時給は1,004円と計算され、市は、平成30年度の労働報酬下限額の1,000円は超えていると判断している。しかしながら、見込時間の35,727時間のうち時間外労働等割増賃金の対象となる時間が17,551時間あり、仮に時間割増賃金である1.25倍を時間として考慮すると見込時間は40,114時間となり、労働報酬下限額の1,000円を下回る結果になる。</p> <p>予定価格及び最低制限価格の算定において見込時間を使用するにあたっては、時間外労働や休日労働等に係る割増賃金を適正に反映させる必要がある。</p>	措置済 (R3.3)	<p>平成30年度予定価格の積算では、時間外労働や休日労働等に係る割増賃金を反映させると、労働報酬下限額の1,000円を下回っていたが、実績は、警備業者である雇い主と従業員間での労働報酬下限額を下回らないように勤務形態・勤務時間に関する契約を結び、労働報酬の支払いがあった。詳細については、労働状況台帳を契約課へ提出し、労働報酬額が労働報酬下限額を超えていることを確認した。</p> <p>令和2年9月に行った入札事務においては、複数の業者より参考見積を徴し、予定価格の積算については、人件費が時間外労働や深夜労働の割増賃金を加味した金額であり、労働報酬下限額を超えていることを確認し、適正な算定を行った。</p> <p>また、予定価格の積算の際は、相模原市公契約条例に基づき複数の職員によりチェックを徹底し、適正に事務を執行した。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-指-10	P100	指摘	介護保険課	<p>【介護保険システム改修作業委託(平成30年度改正対応) 業務委託仕様書の整合性について</p> <p>本委託業務は、日本電気株式会社製の法改正に係るパッケージソフトを市の仕様で改修し介護保険システムに導入するものである。仕様書に記載されている委託業務の内容と委託先からの見積書の記載内容の整合が取れていない。また、委託先からの再委託承認申請書に基づいて業務の一部を再委託しているが、仕様書と再委託承認申請書の記載内容も整合が取れていない。業務委託仕様書、見積書、再委託承認申請書の一連の書類について整合性を保つ必要がある。また、再委託を行う場合は、仕様書のどの部分が再委託されているのか、その金額はどの程度なのかを確認する必要がある。</p>	措置済 (R2.8)	<p>介護保険システム改修作業委託に係る業務委託仕様書にパッケージソフト導入に関する記載が確認不足により漏れていたことから、受託者作成の見積書及び受託者が一部業務を再委託した際に徴した再委託承認申請書の記載内容との間に不整合が生じ、また、委託業務全体の中で再委託業務がどの部分に当たり、その金額がいくらかということが不明確になっていた。</p> <p>令和元年度と同契約においては、業務委託仕様書にパッケージソフト導入に関する記載を追加することにより委託業務の全てを網羅し、各書類間の整合を図るとともに、再委託承認申請書の記載内容と見積書を照合することで再委託業務の内容や金額を把握し適切に承認が行えるよう改善した。</p>
R1-指-11	P108	指摘	こども家庭課	<p>【妊婦健康診査事業】 契約書及び実施要綱の規定の見直しについて</p> <p>一般社団法人神奈川県産科婦人科医会との契約分については、健康診査が実施された翌月に補助券を1か月分集積して市に報告がなされることになっている。しかしながら、実際は、市への報告は2か月後になされていた。</p> <p>実施要綱においても、産科婦人科医会から市への報告については、「速やかに」と規定されているのみであって、翌々月が「速やかに」に含まれるのか否か不明瞭な部分もある。</p> <p>市への報告期限について、契約書に従っていない状況にあることから、契約書に従い翌月に報告を求めるのか、実務上の取扱いを勘案して契約書の見直しか、対応する必要がある。また、実施要綱の規定も合わせて見直しが必要がある。</p>	措置済 (R3.9)	<p>妊婦健康診査の実施報告について、報告期限が明確になっていなかったため、実務上の運用を確認の上、報告期限を「翌月末まで」とすることとし、令和3年度の委託契約から改めた。</p> <p>報告期限については、契約書(仕様書)において規定することとし、実施要綱第7条に規定する市への報告については、「速やかに」の表記を削除した。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-指-12	P109	指摘	こども家庭課	<p>【妊婦健康診査事業】 実施報告書の提出遅延について</p> <p>助産所との契約分について、健康診査が実施された翌月15日までに補助券を添付して、市に妊婦健康診査実施報告書兼請求書を提出することになっている。</p> <p>しかしながら、実施報告書の提出が遅れ、2か月分を同時に提出している事例が見受けられた。翌月15日までに実施報告書が提出されるよう助産所に対応を求める必要がある。</p>	措置済 (R2.8)	<p>請求書が実績報告書を兼ねていたことにより、助産所から請求がない場合、実績がないか提出漏れかを確認できなかったことから、令和元年度以降については報告書と請求書を別様式とし、実績がない場合にも報告を受ける運用に改めた。</p> <p>また、助産所に対しては、改めて提出期限を遵守するよう周知徹底を図った。</p>
R1-指-13	P111	指摘	こども家庭課	<p>【妊婦健康診査事業】 契約書の規定の見直しについて</p> <p>受注者である市医師会は、乳幼児健康診査実施報告書を市に提出しなければならない。しかしながら、実施報告書は、市医師会からではなく協力医療機関から直接市に提出されていた。</p> <p>実施要領では、健康診査を実施した協力医療機関が市に実施報告書を提出することとされている。契約書の規定と実施要領の規定とが整合していない状況にあり、契約書の規定を見直す必要がある。</p>	措置済 (R2.8)	<p>乳幼児健康診査の実施報告については、発達障害等の早期把握及び対応を図るため、実施要領に基づき健康診査を実施した協力医療機関から市が直接報告書の提出を受け、同時に医師会へも同内容の報告が行われる運用となっており、市と医師会との間で合意がなされていた。</p> <p>令和2年度以降については、契約書の規定を実際の運用及び実施要領に合わせた上で契約を締結し、指摘にあった記載内容の不整合の解消が図られた。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-指-14	P116	指摘	産業支援・雇用対策課	<p>【さがみはらグローバル展開事業業務委託(産業支援・雇用対策課)】1者随契の理由について</p> <p>本事業は平成29年度から開始しているが、市内中小企業を各種展示会での相模原ブース共同出展に参加させる事業は以前より行っており、以前から今回の委託先である公益財団法人相模原市産業振興財団(以下「産業振興財団」という。)に委託している。</p> <p>1者随契によっているが、業務仕様書及び業務実績報告書からは、産業振興財団のみが実施しうる内容であるとの専門性は認められず、1者随契とする理由として不十分であり、事務を改善する必要がある。また、理由の見直しにあわせて、契約金額の妥当性を確認する意味でも、本事業の委託先の選定においては入札もしくは公募を検討する必要がある。</p>	措置済(R7.1)	<p>本業務を実施するに当たっては、企業の国内・海外展開に必要な専門知識とスキルに加え、市内中小企業や関連支援機関等との幅広いネットワークを有していることが不可欠であるが、これらのノウハウやネットワークを保有する組織は産業振興財団以外には存在しないものとして、当該業務を産業振興財団に発注していた。</p> <p>現在、1者随契を行う場合は、「随意契約適正執行のための指針(随意契約ガイドライン)」を活用し、随意契約の要件に該当するか複数人での確認を行っている。</p> <p>今後も、同様の業務委託を行う場合は、委託先の選定に当たり、入札や公募を検討するなど、適切に契約事務を執行する。</p>
R1-指-15	P116~117	指摘	産業支援・雇用対策課	<p>【さがみはらグローバル展開事業業務委託】仕様書の見直しについて</p> <p>業務委託仕様書に、業務管理のための業務計画書の作成・提出期限の記載や、業務実績報告書の提出形態等についての記載がない。このため、委託業務が市の期待するものとなるか否かが不確かな状況となっている。業務委託仕様書の記載が不十分であり、事務を改善する必要がある。</p> <p>また、本事業の予定価格の決定の際、業者見積を市は徴取しているが、この見積書は、市が積算した金額を公益財団法人相模原市産業振興財団(以下「産業振興財団」という。)に通知し、その金額を所与として産業振興財団が作成したものである。市と産業振興財団とは別組織であり、契約によって定められた委託者と受託者であるという事実に沿った事務を行う必要がある。</p>	措置済(R7.8)	<p>本業務は、委託業者である産業振興財団との定期的な打ち合わせ等により、事業の進捗状況の把握、業務実績報告書等の提出形態や時期等の調整を行っていたが、仕様書には委託業務を管理するための書類等の提出に関する記載を行っていなかった。</p> <p>現在、同様の業務委託を行う際、契約事務の手引きに基づくチェックリストを作成し、市が委託業務を管理するために必要な書類等に関して、仕様書に記載漏れが無いよう確認を行っている。</p> <p>また、本業務は、一者随意契約により産業振興財団に発注しており、市が積算した予算額に基づき、産業振興財団が予算額に応じた事業規模で見積書の作成を行っていた。当該事業を再度実施する予定はない状況であるが、今後、同様の業務委託を実施する場合には、市と産業振興財団は契約によって定められた委託者と受託者であるという立場を改めて認識し、事務を行っていく。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-指-16	P119	指摘	雇用政策課	<p>【無料職業紹介事業管理運営業務委託】 総価単価契約における契約書の表記について</p> <p>求人開拓業務、求職者支援講座実施業務について、契約書に記載された金額は契約の上限額のみであって単価、予定数量の表記がなく、仕様書にも表記がない。総価単価契約部分については、市は見積書の単価を用いて計算しているとのことであった。契約書には上限額のみでなく単価と予定数量を記載する必要がある。</p>	措置済 (R2.8)	<p>本件は、総価単価業務について、単価と予定数量を契約書に記載すべきであったところ、上限額のみ表示していたものであって、契約事務の手引きに基づく総価単価契約の表示方法についての確認作業が疎かになっていたことによるものである。</p> <p>なお、見積書の単価をそのまま契約単価として認識し、業務完了報告書と請求書に基づき委託料の支払い事務を行っていたため、契約書に単価の表示はなかったものの支払い金額に誤りは生じていない。</p> <p>令和2年度からは、契約書の総価単価契約部分について、単価と予定数量を記載した。今後は契約事務の手引きに基づく契約書記載事項のチェックリストを作成し、決裁時に活用するなど、チェック機能を強化し、確認漏れを防ぐこととした。</p>
R1-指-17	P120	指摘	雇用政策課	<p>【無料職業紹介事業管理運営業務委託】 再委託の承認について</p> <p>委託先は、本事業に係る業務の一部を他の事業者へ再委託したいとして市に「個人情報の取扱いに係る再委託承認申請書」を平成30年4月1日付で提出し、市はこれを承認している。ただし、業務委託契約書第17条に定める協議に関する協議書類は作成されていない。再委託の承認にあたっては金額を明らかにする必要があるとともに、再委託に関する契約書案を徴取するなどして再委託の内容を吟味し、委託先との協議についての記録を書面で残しておく必要がある。</p> <p>さらに、委託先から提出された業務完了報告書(年報)には、求職者支援講座が再委託により実施されたことについての記載がないため、再委託の実態があいまいとなっている。市は、再委託が承認したとおりに実施されているかを確認する必要がある。</p>	措置済 (R2.8)	<p>本件は、再委託協議を書面によらず口頭のみで承認し、個人情報の取り扱いに係る再委託承認申請書を受理することで契約書第17条に定める協議が整ったものと誤認していたことによるものである。</p> <p>なお、再委託を承認するに当たっては、再委託相手方に相当のノウハウがあり、再委託金額も契約金額の内訳(求職者支援講座実施業務)と同額であるなどの理由から妥当であると判断した。</p> <p>今後については、再委託の内容を吟味し、協議記録を残すことについて、課内周知を徹底するとともに、契約課通知で示されている「再委託の留意点」等についてチェックリストを作成し、再委託申請承認の決裁時に活用するなど、複数人でチェックを行うことや、業務完了報告書にも再委託としての実施事業内容を記載させることで確認漏れを防ぐこととした。</p> <p>なお、求職者支援講座について、改めて再委託の必要性を検討した結果、委託先によるノウハウ蓄積により、委託先で実施が可能と判断したため、令和元年度から再委託を行わず、委託先において直接運営するよう見直しを図った。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-指-18	P126	指摘	南清掃工場	<p>【電気計装設備更新委託(南清掃工場)】 再々委託の状況把握について</p> <p>委託先は株式会社神鋼環境ソリューションであるが、その業務の一部は再委託されている。また、この再委託業務の一部は再々委託されているが、市は再々委託の契約金額を把握できていない。これは、株式会社神鋼環境ソリューションから、再々委託業務は、「再委託事業者からの発注となり、当社の所掌外であること、再委託事業者から当社への報告義務も無いこと」を理由として、契約金額の提示がなかったためである。</p> <p>再委託先のうち、株式会社ケイディーエスと大勝電工株式会社は、それぞれ、再々委託先である富士電機株式会社と日本セック株式会社の販売代理店である。当該販売代理店の果たしている役割や実際に関与した業務の内容によっては、販売代理店の利益分が本事業の契約金額に不合理な形で上乗せされている可能性がある。</p> <p>再委託先と再々委託先の契約金額を把握し、販売代理店の果たしている役割や実際に関与した業務の内容を検討する必要がある。</p>	措置済 (R6.10)	<p>委託先である株式会社神鋼環境ソリューションは、再委託業者の販売代理店が再々委託業者を含むものとして再委託をしており、再委託の業務内容、販売代理店所在地及び名称、契約金額の提示を本市に行った。本市も販売代理店と再々委託業者を一体と把握し、販売代理店から再々委託業者への契約金額の提示については求めていなかった。</p> <p>令和2年4月に契約金額、販売代理店の役割や業務内容について聞き取り調査を行った結果、再委託先の2社は販売代理店として、それぞれ再々委託先の契約事務や工程管理を担っており、再々委託業者と実質的に一体となって事業を行っていることが確認できた。このため、本件については、再委託及び再々委託することは妥当と判断した。</p> <p>現在は、随意契約ガイドラインに基づき、再委託及び再々委託の妥当性が確認できるよう、再委託業務及び再々委託業務に係る契約金額及び業務内容等の把握、再委託業者から再々委託業者への注文書の確認を徹底している。</p> <p>引き続き、再委託及び再々委託の妥当性について判断できるよう業務内容の把握等を行っていく。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-指-19	P137~ 138	指摘	交通政策課	<p>【平成30年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託】 再委託の理由等について 調査対象者からの問合せ対応の為のサポートセンターの設置業務が再委託されている。 個人情報の取扱いに係る再委託承認申請書には、再委託する理由について「調査対象者からの問合せ対応の為」と記載されている。しかしながら、同記載は、サポートセンターを設置する理由であり、再委託する理由ではない。また、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法は、記載されておらず、後日別紙書類の提出を受けたものの、決裁書類には添付されていなかった。</p>	措置済 (R2.7)	<p>本件における再委託の理由は、「1万件を超える調査対象者からの問合せに対応するには、再委託先が有するノウハウや設備、人員が必要であるため」であり、このことについては再委託を承認する際に双方で確認をしていたものの、再委託承認申請書受領時の確認が不十分だったため、不適切な記載内容となったものである。</p> <p>また、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法については、申請書とは別に提出を受けたことから決裁書類に添付することを失念したものである。</p> <p>いずれの不備についても、同様の事例が再発しないよう所属職員に周知し、書類受領時における複数人による記載内容の確認の徹底を図った。</p>
R1-指-20	P177~ 178	指摘	博物館	<p>【相模原市立博物館総合管理業務委託】 本店が行う再委託業務の承認について 株式会社オーチャー相模原支店が受託者として契約を締結しているが、再委託業務を同社本店から受注していると思われる再委託先がある。本店が実質的に行っているすべての業務について再委託の承認を得る必要がある。</p>	措置済 (R2.7)	<p>再委託業務の結果報告書類を株式会社オーチャー本店あてに提出している事業者があるため、同社本店から受注しているようにみえてしまうが、実際は株式会社オーチャー相模原支店からの受注であり、検査検収も同社相模原支店で行っている。指摘を受けて以降、再委託業務の結果報告書の宛先は、実態にあわせ、「株式会社オーチャー相模原支店」とするよう、指導を徹底し、改善した。</p> <p>また、検査検収の履行期確認を適正に行うため、チェックリストを作成し、受注者からの報告書受領時に確認を行うこととした。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
R1-意-1	P41	意見	契約課	<p>【競争入札】 一般競争入札の実施について</p> <p>監査対象とした80事業をみると、競争入札は22件で、一般競争入札4件、指名競争入札18件となっており、指名競争入札が多数を占めている。</p> <p>競争入札は一般競争入札が原則であり、指名競争入札は例外的な取扱いであることを全庁的に再認識する必要があり、安易に指名競争入札によることは避ける必要がある。</p> <p>また、指名競争入札には、事業者を指名する過程で恣意的な運用をするおそれがあることや、当該発注者に対する実績がない事業者が参加機会を得にくくなるなどのデメリットが指摘されるところである。やむを得ず指名競争入札によらざるを得ない場合は、そのようなデメリットに十分配慮し、より慎重に対応していく必要がある。</p>	対応済 (R4.4)	令和3年度において、これまで指名競争入札により発注していた案件の一部を一般競争入札により発注している。今後、段階的に一般競争入札へ移行するよう取り組んでいく。
R1-意-2	P42～43	意見	契約課	<p>【競争入札】 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大について</p> <p>現在、低入札価格調査の対象となるのは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける契約であって、庁舎その他の建物及びその附帯施設（これらの敷地を含む。）の清掃業務又は設備運転監視業務の委託に関する契約としているが、低入札価格調査制度の適用が可能な範囲を拡大し、柔軟な対応ができる仕組みを整えておくことが望ましい。</p>	対応予定 (R7.5)	低入札価格調査の対象範囲については、適用可能な業務について引き続き検討していく。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-3	P46~ 48	意見	契約課	<p>【随意契約】 理由書を徴しない1者随契の公表の取扱いについて</p> <p>契約規則第27条第2項において見積書の徴取を省略することができる場合を規定しており、同項各号のいずれかに該当するとして見積書の徴取を省略した場合、「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」の作成も省略できるとしている。</p> <p>理由書の作成が省略できるものは公表の対象にならないとしている。しかしながら、このような取扱いは、随意契約の理由等を公表する趣旨に合致していないと考える。</p> <p>本制度の趣旨を踏まえると、理由書の作成が省略できる委託契約も公表の対象とするよう仕組みを見直す必要がある。</p>	対応済 (R4.4)	随意契約ガイドラインの「4. 1者から見積書を徴取すればよい場合と徴取を省略できる場合」の契約規則第27条の解説の中で、「全国知事会、市長会等に契約を委任し、見積書を徴しがたいもの、又は法令により金額に裁量の余地がないもの」については見積書の徴取が困難であるものの、随意契約の公表対象とした。(契約規則第27条第2項の運用を改正)
R1-意-4	P48~ 50	意見	契約課	<p>【随意契約】 随意契約における予定価格の取扱いについて</p> <p>市は、契約規則で随意契約における予定価格の取扱いは規定していない。</p> <p>随意契約においても予定価格を設定する必要があるとのことだが、この考え方が全庁に十分に周知されていない可能性がある。随意契約における予定価格の取扱いを全庁的に共通化させるよう対応していく必要がある。</p>	対応済 (R7.5)	随意契約においても予定価格を設定することを随意契約ガイドラインにより周知してきたが、令和7年4月1日付けで契約規則を改正し、明確化した。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-5	P50	意見	契約課	<p>【随意契約】 特例的な取扱いを認めている団体との契約のあり方について</p> <p>市は、(一社)相模原市医師会、(公社)相模原市病院協会、(公社)相模原市歯科医師会、(公社)相模原市薬剤師会及び自治会その他これに類する団体と契約を締結する場合で金額に裁量の余地がないものについては、見積書の徴取を省略できるとしており理由書の作成も省略できるとしている。</p> <p>このような特例的な取扱いについて現状では、背景や目的を意識することなく、市医師会等という理由だけで対応を継続している可能性が考えられる。</p> <p>特例的な取扱いを認めている背景や目的を明確化し、それを踏まえて、このような取扱いが現在の状況でも合理的といえるのか、見直すべき点はないのか等を再検討する必要がある。</p>	対応済(R4.4)	<p>医師会や自治会等団体と契約を締結する場合において、全国知事会、市長会等に契約を委任している契約についてのみ、見積書の徴取が困難であることから不要とした。その他の委託契約については当該団体等との契約においても見積書の徴取や随意契約の公表を行う取り扱いとした。(契約規則第27条第2項の運用を改正)</p>
R1-意-6	P51~52	意見	情報政策課	<p>【随意契約】 システムの開発、保守・運用に係る委託契約について</p> <p>地方公共団体は、住民記録システム、戸籍システムなど様々なシステムを利用している。そのようなシステムは外部に開発を委託し、その後の保守・運用も開発事業者に委託するケースが通常と思われる。また、そのシステムの規模が大きいほど保守・運用に関する委託料も多額になると思われる。</p> <p>ブラックボックス化しやすいシステム投資額、保守・運用費用等について、十分な情報を入手し、活用していくことが市政にとって有益と考えられることから、率先して取り組むことが望まれる。</p>	対応済(R3.3)	<p>システム投資額、保守・運用費用等について、十分な情報を入手し、活用していくために、令和2年度に広範かつ最新のICTに関する専門知識を提供する民間のアドバイザーサービスを公募型企画提案方式により導入し、システム導入における調達支援の経費の考え方ははじめとした様々な事案に対する意見をもらいながら事業を進めており、今後もこの取組を更に推進していく予定である。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
R1-意-7	P52～ 53	意見	契約課	<p>【随意契約】 プラント・設備の保守委託契約について</p> <p>監査対象とした事業の中には、大型プラントや、エレベーターなどの設備の保守に係る委託が見受けられた。</p> <p>設備等の保守は、当該設備等の設置業者（メーカー）もしくは設置業者の系列業者に1者随契によって委託するケースが多いと思われる。</p> <p>保守等に係る委託料の適正化を図るためには、設備等の設置に係る契約を締結する際には、建設費用だけではなく、将来の保守に係る費用等を含めたライフサイクルコストを考慮した調達となるよう対応する必要がある。また、設備等の運用を開始した後は、保守等に係るコストが当初想定したどおりに発生しているか、当初の想定と異なっている場合には、差異の原因に合理性が認められるかなどを分析し、その後の対応に活かす仕組みを構築する必要がある。</p>	対応予定 (R7.5)	大型プラントやエレベーターなどの設備の保守委託契約について、設置業者等との1者随契による契約締結状況を精査し、調達時のライフサイクルコストの考え方や、運用開始後のコスト管理等の仕組みの構築等、委託料の適正化について、引き続き検討していく。
R1-意-8	P55～ 56	意見	契約課	<p>【再委託】 再委託に関するルールの明確化について</p> <p>監査対象とした事業の中に再委託に問題のある事業が散見された。</p> <p>千葉県我孫子市や大阪府豊中市のように再委託に関するガイドラインを策定し、その内容を全庁に周知させる取り組みが必要と感じられた。再委託に関する問題点の解決に向けて積極的に対応する必要がある。</p>	対応済 (R7.5)	再委託の留意点を記載した事務連絡を令和7年3月5日付けで発出し、全庁周知を図った。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-9	P57～58	意見	経営監理課	<p>【その他】 請負契約と準委任契約における対応について 監査対象とした事業の中には、労働者派遣事業に該当せず「偽装請負」とみなされないための配慮が求められるものが見受けられた。 「偽装請負」の回避を重視しすぎると業務の不効率化を招く可能性もある。また、業務を一括して委託することにより、将来には、委託した業務を従前に経験した市職員がいない状態で委託業務の管理監督を行わなければならない状況を招く可能性もある。 業務の非効率化を防ぐため、また、市に管理・監督に必要な知識や能力を蓄積するために、業務の可視化、マニュアル化を積極的に行う必要がある。FAQの整備を図り、その共有化を図ることも対応の一つと考える。</p>	対応済 (R2.12)	令和元年度から、年度末に「業務委託における事務事業等の適正な執行について(通知)」を発出し、業務の可視化を行い、業務のノウハウや管理・監督に必要な知識を市が維持し、適切な検査・検収を実施するとともに、他の民間事業者が参入できる状態を保つよう注意喚起を行うこととした。
R1-意-10	P58～59	意見	契約課	<p>【その他】 準委任契約における収支報告について 準委任契約について、委託料は公費から支出されることを踏まえると、受託者が善管注意義務を果たしているか、委託料の用途が適切であったかを確認する必要性は高い。 準委任契約に関して収支報告を求めることはルール化していないが、市民等への説明責任を果たす意味からも、たとえば委託料が一定額を超える準委任契約については、受託者に対して収支報告を求めることをルール化しておくことが望ましい。</p>	対応予定 (R7.5)	準委任契約における収支報告等への取組については、対象とする契約の基準、収支報告等による委託料の用途の確認方法等について、引き続き検討していく。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-11	P64～65	意見	国際課	<p>【さがみはら国際交流ラウンジ事業委託】 委託契約の見直しについて</p> <p>相模原市国際化推進委員会との1者随契によっているが、市の直営で行い業務の透明化と事務処理の簡略化を図ることが望ましい。直営で行うことにより、現在の再委託先と直接契約を締結でき、また、市職員が実施していた委員会の決算や税務申告等の団体運営に関する事務手続が不要になる。</p>	対応済(R6.3)	市民ボランティアとの協働によって多文化共生の推進等を図るため、これまでの運営方法としてきたが、包括外部監査の結果を受けて改めて検討し、業務の透明化と事務処理の簡略化を図るため、令和5年4月から、さがみはら国際交流ラウンジの管理運営を市の直営に変更した。
R1-意-12	P67	意見	D X 推進課	<p>【情報共有基盤システム設計・構築業務委託】 入札不参加の事業者への対応について</p> <p>本事業の入札は1者の入札書が不着であったため、結果として1者による入札となったが、市は、この不着の理由を確認していない。このような予定価格が多額な入札においては、今後の契約事務に活かすべく、入札に参加しなかった事業者に対して、不参加の理由を事後に確認しておくことが望ましい。</p>	対応済(R6.1)	<p>入札不参加の理由については、事業者側の機敏な情報も含まれることが想定されるため、真の理由が判明するかは不確かであるが、令和3年度以降の契約課へ依頼するWTO案件の入札については、入札書不着が発生した場合は、入札に参加しなかった事業者に対して、不参加の理由等を事後に確認することとした。</p> <p>令和4年度のWTO案件の入札にて、入札書不着が1件あり、不参加の理由等を事後に確認を行った。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-13	P69	意見	管財課	<p>【本庁舎警備業務委託】 指名競争入札における競争性の確保について</p> <p>本事業の指名競争入札は6者を指名して行われたが、参加者は2者であり、3者が辞退し、残りの1者は不参加であった。業務内容、委託金額、実施時期等を再確認し、少なくとも3者以上で価格競争ができる仕組みを構築し、次期の設計に反映できるよう検討する必要がある。</p>	対応済 (R4.4)	本庁舎の警備業務に関しては、より多くの業者が入札に参加できるよう、指名競争入札から条件付き一般競争入札に変更するとともに、落札後、警備員の募集や教育期間を確保するため、入札から履行開始日までの日数を増やした。
R1-意-14	P73	意見	消費生活総合センター	<p>【シティ・プラザはしもと(6階)施設管理業務委託】 1者随契における再委託について</p> <p>本事業は1者随契によっており、その理由は、シティ・プラザはしもとが入っているビルの共用部の施設管理は橋本駅北口第一再開発ビル株式会社が一体的に取り扱っており、同ビルの6階部分の施設管理業務も同社が一体的に行うことで、効率的な管理が可能であるためとされている。しかしながら、本事業の業務全部はイオンディライト株式会社に再委託されている。再委託の理由は、「当ビル全体の業務を一括して行うことが効率的かつ効果的であり、円滑及び迅速に業務を遂行するために上記再委託先へ委託する。」とされている。</p> <p>これらの状況を鑑みると本事業は、再委託者と直接契約を締結するか競争入札の実施の可否を検討する必要があったと考える。</p>	対応済 (R2.12)	これまでの契約先である橋本駅北口第一再開発ビル株式会社が実施してきた業務内容について、再委託先であったイオンディライト株式会社においても同等な内容による契約が可能と判断するに至ったため、令和2年4月よりイオンディライト株式会社と直接契約を締結した。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-15	P73	意見	消費生活総合センター	<p>【シティ・プラザはしもと(6階)施設管理業務委託】 1者随契における再委託について</p> <p>本事業は1者随契によっているが、事業は再委託されている。 委託金額の妥当性は入札や複数の見積書により証明することが本来であるが、1者随契の場合はそれが行われていない。1者随契で再委託を行う場合には、少なくとも委託先以外にその業務を実施できる事業者が存在し、市と直接契約を締結する可能性も考えられる。 1者随契で再委託を行う場合には、見積書を徴取するなどして再委託金額の妥当性を確認する必要がある。</p>	対応済(R2.12)	1者随意契約により契約した事業者が実施できない業務がある場合は、その理由と見積額について書面で提出を受け、再委託の妥当性の確認を行うこととした。
R1-意-16	P73~74	意見	消費生活総合センター	<p>【シティ・プラザはしもと(6階)施設管理業務委託】 再委託金額の確認について</p> <p>再委託業務の中に「設備保守点検業務」があり、イオンディライト株式会社を再委託会社として承認しているが、実際に本業務を実施したのは株式会社神奈川ナブコであり、再々委託が行われている。 契約事務の手引きのQ&Aに従い、再々委託についても必要事項を記載した書面の提出を求める必要がある。</p>	対応済(R2.12)	本事業は、再委託業者に直接委託するため、令和2年度からは再々委託の問題は生じないと考えるが、真にやむを得ない事情が発生する場合は、契約の手引きに従い、再々委託についても書面の提出を求めることとした。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
R1-意-17	P76	意見	生活福祉課	<p>【就労体験・社会参加等支援事業実施委託】 仕様書の記載内容について</p> <p>本事業は再委託が行われているが、業務再委託承認願と仕様書の記載内容を比較すると、「セミナー」や「就労体験」等の共通している用語を使用している業務については、仕様書の業務を再委託していることは確認できるが、それ以外の内容については仕様書と承認願の業務内容が明確には一致しない。</p> <p>再委託の承認を行うにあたっては、再委託する業務が仕様書のどの業務に該当するかを明確にしておく必要がある。</p>	対応済 (R4.4)	令和3年度の業務委託契約に係る仕様書の業務内容と再委託する業務内容の記載について整理し、仕様書の業務内容のうち、再委託する業務を「① 研修、セミナーの調整と実施」、「② 社会参加活動（ボランティア、農業体験）の実施」、「③ 交流会の実施」、「④ 就労体験先の開拓」、「⑤ 職場定着支援」、「⑥ ①～⑤の業務を行う場所の管理」として記載し、再委託する業務内容を明確にした。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-18	P77	意見	生活福祉課	<p>【就労体験・社会参加等支援事業実施委託】 1者随契における再委託について</p> <p>パーソルテンプスタッフ株式会社は、キャリアカウンセラーを配置し、職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発・向上に関する相談に応じた支援等を業務としており、当委託においては、複合的な課題を抱えた被保護者に対するカウンセリング、支援プランの作成、就職先の確保までの業務を担っている。なお、被保護者によっては、これまでの生活状況や傷病等の影響から、就職に向けた準備や訓練を要する方もいることから、市の無料職業紹介に係る情報やキャリアカウンセラーの業務のみでは、本市が求めているきめ細かな支援を行うことが難しい状況となっている。</p> <p>一方、特定非営利活動法人ナレッジ・リンクは、ジョブコーチを配置するとともに研修やセミナーの実施、社会参加活動の実施、就労体験などの業務を行う事業所等を独自に開拓するなど、就労訓練等のきめ細かな支援のノウハウを有している。</p> <p>本事業において被保護者を包括的に支援するためには、カウンセリングで得た機密性の高い個人情報を共有できる体制にあることが不可欠であり、再委託することにより、個人情報の共有を図ることが可能となっている。</p> <p>更に、支援の入口であるカウンセリングから就労訓練等の支援、出口である就職までの支援を一体的に切れ目なく実施することができるため、今後も再委託の方法を採用するものである。</p>	対応困難(R7.5)	<p>パーソルテンプスタッフ株式会社は、キャリアカウンセラーを配置し、職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発・向上に関する相談に応じた支援等を業務としており、当委託においては、複合的な課題を抱えた被保護者に対するカウンセリング、支援プランの作成、就職先の確保までの業務を担っている。なお、被保護者によっては、これまでの生活状況や傷病等の影響から、就職に向けた準備や訓練を要する方もいることから、市の無料職業紹介に係る情報やキャリアカウンセラーの業務のみでは、本市が求めているきめ細かな支援を行うことが難しい状況となっている。</p> <p>一方、特定非営利活動法人ナレッジ・リンクは、ジョブコーチを配置するとともに研修やセミナーの実施、社会参加活動の実施、就労体験などの業務を行う事業所等を独自に開拓するなど、就労訓練等のきめ細かな支援のノウハウを有している。</p> <p>本事業において被保護者を包括的に支援するためには、カウンセリングで得た機密性の高い個人情報を共有できる体制にあることが不可欠であり、再委託することにより、個人情報の共有を図ることが可能となっている。</p> <p>更に、支援の入口であるカウンセリングから就労訓練等の支援、出口である就職までの支援を一体的に切れ目なく実施することができるため、今後も再委託の方法を採用するものである。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-19	P77~78	意見	生活福祉課	<p>【就労体験・社会参加等支援事業実施委託】再委託金額の確認について</p> <p>1者随契によっている一方で、事業の重要な一部は再委託されている。</p> <p>1者随契で再委託を行う場合には、見積書を徴取するなどして再委託金額の妥当性を確認する必要がある。</p>	対応済(R4.4)	再委託を行う際に、再委託金額の妥当性を確認するため見積書を徴取した。
R1-意-20	P82	意見	医療政策課	<p>【夜間急病診療事業委託(医師会)】事務局費等について</p> <p>一般社団法人相模原市医師会との1者随契によっており、市医師会に対して事務局人件費40,530千円、事務局費4,517千円、事務費32,096千円を支出している。</p> <p>事務局費と事務費は、過去の実績の把握、市医師会から徴取した見積書や積算資料の確認、市医師会事務局へのヒアリング等を行った上で予算を決定しているとのことだが、そのことがわかる資料が保管されておらず、予算決定までのプロセスが明確になっていない。</p> <p>事務局人件費は、本事業を含め市から市医師会へ委託等を行っている22の事業について、事業の実施にあたって必要な人員の給与を算定し、各事業の業務負担割合に応じて配分したものとのことである。給与の算定から各事業への配分までを予算ベースで行っているが、予算に対する市医師会の実績は不明となっている。</p> <p>説明責任を果たすために事務局の事業実施体制を正確に把握し、事務局費等が市医師会の実績に基づくものであれば、その実績を把握する必要がある。</p>	対応済(R6.3)	<p>これまで市と市医師会において、予算の確定(査定)に関して、過去の実績の把握、市医師会が徴取した見積書や積算資料の確認、市医師会事務局とのヒアリング等を行ってきた。</p> <p>事務局費および事務費については、従来から年度末の精算において実績を把握している。</p> <p>事務局人件費については、各事業(医療政策課以外の事業を含む)の平成30年度分以降の精算額を医師会に確認した。各事業の精算額については、各課の財務伝票として保管されている。</p> <p>今後も精算額を確認し、実績の把握を行う。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-21	P84	意見	高齢・障害者福祉課	<p>【平成30年度相模原市障害者相談支援キーステーション事業委託】 再委託理由の明確化について 支出金額56,408千円のうち59.4%にあたる33,550千円は4者に対する再委託費として使用されている。再委託の理由は、委託先が市に提出している再委託の申請書によると「障害者の相談支援に関する専門的知識や経験を必要とするため。」とされている。 再委託の理由としては、上記の他に、相談支援事業所の人材育成という目的も含まれているとのことであるが、このことは再委託の申請書には記載されていない。このことを再委託の申請書に明記しておく必要がある。</p>	対応済(R3.3)	<p>障害者相談支援キーステーション事業は、地域の相談支援の拠点として総合的かつ専門的な相談への対応を行うことと合わせて、その業務を通して地域の相談支援事業所の人材育成を目的としているため、令和2年度以降の契約では、再委託の申請書に相談支援事業所の人材育成の目的があることを明記し、再委託の必要性を明確にした。</p>
R1-意-22	P85	意見	高齢・障害者福祉課	<p>【平成30年度相模原市障害者相談支援キーステーション事業委託】 予算額の妥当性について 委託先から見積書を徴取し、見積額を委託契約額としている。 平成26年度から平成30年度では、毎年度500万円以上の額が市に返還等されており、見積額の精査が十分にできていないとも考えられる。 事業を委託するにあたっては、見積額の内容や金額の妥当性を十分精査するとともに、事業の実施状況を適宜確認すること等により、精算差額をできる限り低くするように努力する必要がある。 また、市は精算書の提出時に資金収支決算書の提出も求めている。資金収支決算書は決算額の記載のみであるが、予算額、予算決算差額及び差額が発生した原因の追加記載を求めることが望ましい。</p>	対応済(R3.3)	<p>障害者相談支援キーステーション事業委託については、経費に人件費を計上しているため、職員の経験年数等による費用の増減が精算差額の原因となっている。 この対応として、受託者に対しては、人件費等をより正確な経費で積算するよう求めるとともに、市で見積額を確認する際は、積算内容や金額の妥当性を十分に精査している。また、事業の実施状況や予算の執行状況を適宜確認し、予算額と執行額の差額が高額になることが見込まれる場合には、年度の途中で契約変更をするなど、精算時の差額をできる限り少額にするよう対応している。 また、資金収支決算書については、令和元年度から予算額、予算決算差額及び差額が発生した原因を追加記載している。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-23	P86~ 87	意見	精神保健福祉課	<p>【精神科初期救急事業委託(医師会)】 委託先の選定について</p> <p>市医師会との1者随契によっている。市医師会との1者随契については契約規則第27条第2項第4号により見積書の徴取を省略でき、理由書も不要とされているためどちらの手続も行われていない。</p> <p>1者随契の場合には相手方としてはこの事業者しかいないという理由を明確にしなければならない。本事業については、契約の相手方を市医師会とする理由を明確にしておく必要がある。</p>	対応済 (R2.12)	<p>委託先の選定における医師会以外の実施可能性については、市内で開設されている病院及び精神科診療所が想定されるが、病院はすでに精神科救急システムに参画し、二次及び三次救急としての機能を有しているため、初期救急事業を委託することは困難である。また、精神科診療所については、1回当たり2時間程度の措置診察業務の協力依頼を毎年行っているが、市医師会に所属していない医師からの回答はすべて「協力不可」となっており、本事業よりも負担の少ない業務においても協力が得られていない状況であることから、初期救急事業を委託することは困難と判断できる。</p> <p>このようなことから、現状では医師会以外に実施できる事業者は存在しないと考えるが、毎年措置診察業務の協力依頼を実施する中で、医師会以外に委託可能な事業者が存在するか確認を行うこととした。</p>
R1-意-24	P89	意見	中央生活支援課	<p>【平成30年度相模原市中央区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業委託】 再委託条項について</p> <p>契約書に再委託の書面による承認手続に関する条項がない。ひな形をアレンジする過程で削除した可能性があるとのことである。なお、個人情報等の取扱いに関する特記事項では当該条項を削除していない。再委託については、その責任関係を明らかにする必要があることから、再委託の書面による承認手続を契約書に定めておくことが望ましい。</p>	対応済 (R2.12)	<p>本委託事業は原則として再委託することを想定していないものの、再委託をすることになった場合の責任関係を明らかにするため、令和2年度から再委託の書面による承認手続を契約書に定めた。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-25	P89~90	意見	中央生活支援課	<p>【平成30年度相模原市中央区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業委託】 精算書等の記載内容の確認の実施について</p> <p>契約書に基づき、業務完了後に委託先から精算額内訳書が提出されている。 精算額内訳書については、収入総額及び支出総額の予算額と決算額が一致していることを確認するのみであり、それ以上の内訳等についての確認は行っていないとのことであった。収支が適切であることを確認する必要がある。</p>	対応済 (R2.12)	委託先から提出された精算書等について、平成30年度分から、項目を絞って証票確認を行う方法により記載内容等の確認を実施するよう改めた。
R1-意-26	P92	意見	南生活支援課	<p>【平成30年度相模原市南区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業委託】 見積書の精査について</p> <p>委託先から提出された平成30年度と平成31年度の見積書を比較すると、給与総額は202千円減少すると見積もっているが、法定福利費は441千円増加すると見積もっている。法定福利費の会社負担分は一般的に給与総額に変動がなければ大きな増減は発生しない。</p>	対応済 (R2.12)	見積書の提出を受けた際、提出された見積書に関して、費用が増減され、割合が適切に反映されているかを把握できていなかった。令和2年度より、見積書の内容を精査、分析し、適宜事業者の確認を行うよう改めた。
R1-意-27	P92~93	意見	南生活支援課	<p>【平成30年度相模原市南区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業業務委託】 事業の継続性について</p> <p>令和元年度はプロポーザル方式で事業者の選定を行ったが、企画提案書を提出したのは現契約者の特定非営利活動法人ワーカーズコープだけであり、予定していた事業者間の競争は行われなかった。緑区や中央区の提案書とも比較分析・検討し、価格面も含めて、複数の事業者が参加できる仕組みを構築する必要がある。</p>	対応済 (R6.1)	本契約は、契約課事務連絡「入札・契約事務の適正執行について(通知)」及び「相模原市業務委託に関するプロポーザル方式ガイドライン」等に基づき、緑区・中央区の提案書とも比較分析・検討し、価格面も踏まえ、3区合同でプロポーザル方式により選考を行ったものである。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-28	P95~96	意見	南生活支援課	<p>【相模原市南保健福祉センター警備業務委託】 予定価格の作成及び入札結果の分析について</p> <p>8者を指名したが4者は辞退しており、落札者以外の3者は予定価格を超えている。競争性が十分に発揮されていないと思われる状況にあり、このような状況になった原因を分析し、次期契約では競争性が発揮される仕組みを構築する必要がある。</p>	対応済(R4.4)	<p>市内部規定である「契約事務の手引き」を参考に、参考見積として3者から事前に見積書を徴取した。人件費で労働報酬下限額を超えているなど、公契約条例の基準を確認し、その中で、市に一番有利となる最低額を提示している者の見積金額を採用し予定価格とした。</p> <p>令和2年9月に入札事務を執行したが、前回辞退のあった4者を除き、市内業者を中心に合計10者を指名し競争性の向上を図った。</p>
R1-意-29	P98	意見	介護保険課	<p>【介護保険要介護認定事務等業務委託(平成30年8月~平成31年3月)】 業務定例会について</p> <p>市は委託先との間で毎月1回「業務定例会」を開催し、前月の業務の報告を得るとともに、委託先からの相談事を聴取し打合せを行っているが、「業務定例会」の開催については契約書、仕様書ともに規定されていない。「業務定例会」の開催を契約書ないし仕様書において明文化しておく必要がある。</p>	対応済(R3.3)	<p>令和2年度以降の仕様書に、新たに「業務定例会の開催」項目を設けて明文化した。</p>
R1-意-30	P102~103	意見	国保年金課	<p>【特定健康診査業務委託】 診療報酬点数によらない単価の取扱いについて</p> <p>本事業は単価契約であるが、情報提供料及び健康指導料各2,571円、情報提供手数料383円、事務費257円は診療報酬点数によっていない。説明責任を果たすためにもこれら単価の金額の算出根拠を明確にしておく必要がある。</p>	対応済(R4.4)	<p>情報提供料及び健康指導料については、診療報酬点数250点に算定当時の消費税5%を除き、改めて10パーセントを課した値(250点×10円÷1.05×1.1=2,619円)として、令和2年度より積算根拠を文書にて残している。</p> <p>また、健診結果が紙で提出された際、システムへの入力費用としてかかる「情報提供手数料」は、国保連合会からの見積りにより403円とし、庁内での共通項目である「事務費」については整合性を図り、令和3年度事業より一律165円(税込)とするなど、単価金額の算出根拠を明確にした。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-31	P105	意見	疾病対策課	<p>【高齢者インフルエンザ予防接種業務委託(市医師会)】 事務費単価の根拠について 予防接種1件あたりの契約単価はワクチン単価と事務費部分から成る。ワクチン単価については市医師会を経由して実際に予防接種を行った医療機関に支払われる。一方、事務費部分は市医師会の収入となる。事務費部分の単価は、予防接種1件あたり162円(税込)とされているが、その計算根拠が不明である。事務費単価は162円であるが、事務費総額では11,155千円にのぼる。市の説明では、事務費は次のような内容から成るとのことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市医師会事務局の消耗品、その他諸経費 ・医療機関への振込手数料 ・市医師会役員等への費用弁償等 <p>しかしながら、これらの用途に実際どのくらいの金額がかかり、それが事務費単価162円の算出にどのようにつながるのかは明確になっていない。</p> <p>市は、説明責任を果たすためにも事務費単価の目的、金額の算出根拠を明確にしておく必要がある。</p>	対応困難(R7.5)	<p>事務費については、導入当初の資料が保存年限を経過しているため、単価の目的、金額の算出根拠を確認することができなかった。</p> <p>改めて市と医師会において、事務費の内容及び事務費総額に係る現状把握・整理を行っているが、明確な根拠の把握が困難な状況であり、事業見直しを行う場合、事務費単価の考え方を協議する。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-32	P113	意見	こども・若者支援課	<p>【相模原市立児童クラブ(中央区、南区)に係る労働者派遣契約】 最低賃金の順守状況の確認について</p> <p>公契約条例の対象外であるが、委託先が最低賃金を順守しているかについて、長期継続契約の期間中も適時に把握しておく必要がある。</p>	対応済 (R2.12)	令和2年3月1日から契約した派遣契約書に、「派遣先及び派遣元は、～最低賃金法の法律を遵守し～」及び「また、派遣先は派遣元に対し、上記法律等の遵守の状況について報告を求めることができる。」と記載し、最低賃金法の遵守状況を確認することができるように改めた。
R1-意-33	P117	意見	産業支援課	<p>【さがみグローバル展開事業業務委託】 再委託について</p> <p>振興財団から提出された平成30年度の精算書の記載の中に、「委託費5,727,771円」という再委託の項目があった。 再委託したものについては、振興財団自身が、振興財団内部では効率的な事業実施ができないとした部分であることから、市が直接発注するよう仕様を改めるか、振興財団の再委託に関する契約事務が、適切に行われていることを確認する必要がある。</p>	対応済 (R2.12)	振興財団の再委託に関する契約事務については、本市の「随意契約適正執行のための指針(随意契約ガイドライン)」に則し、書面にて再委託の承認手続が行われ、合理性を確認した。
R1-意-34	P121～122	意見	環境保全課	<p>【公共用水域水質測定委託】 指名業者の選定方法について</p> <p>指名業者は、「環境測定の委託に関するアンケート調査」の中から、一定の条件を満たす事業者としている。アンケートは平成28年度に実施されており、平成30年度の契約者選定には2年前のものとなるため、アンケート時の状況が契約時にも維持されているかが明確ではない。事業者の指名にあたって継続的にアンケート調査を利用する場合には、電話によるヒアリングなど、アンケートのマイナス面を補完する対応の検討が望まれる。</p>	対応済 (R2.12)	「環境測定の委託に関するアンケート調査」については、結果を最新の情報に保つため、アンケート調査実施以降に新規に入札参加登録がされた事業者や法令の改正等により測定項目の変更等があった場合に適宜アンケート等を実施する。 なお、今回の意見を踏まえ、新規に入札参加登録がされた事業者に対して令和2年2月にヒアリング及びアンケートを実施した。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-35	P123~124	意見	清掃施設課	<p>【橋本駅北口ほか公衆トイレ清掃等業務委託】 複数年連続同一事業者の落札について</p> <p>比較的長い期間で契約を締結することで、受注者の企業努力により、業務の確実な実施とさらなる効率化が期待される。長期継続契約を視野に入れ、事業者選択を再考することが望ましい。</p>	対応済 (R3.3)	<p>業務の確実な実施とさらなる効率化のため事業者選択を再考することについて、令和2年5月に行った指名競争入札においては、指名業者の見直しを行うとともに、仕様書に詳細な業務内容を追記したことにより、競争性や業務の実効性を図った。</p> <p>コロナ禍にある現在は、長期継続契約が締結できる3年先までの状況を見据えることができないことから、当面の間は柔軟に仕様の変更ができるよう単年度ごとに契約し、将来的には長期継続契約を検討することとする。</p>
R1-意-36	P127~128	意見	南清掃工場	<p>【電気計装設備更新委託】 契約金額の設計について</p> <p>委託先のみから見積書を徴して随意契約を締結している。市としては、委託料の妥当性を説明する責務が競争入札による場合に比してはるかに大きいと考えなければならない。当該年度終了後には日報などを確認し、見積と実際の所要日数との間で著しい差が生じていないことを確認する必要がある。</p>	対応済 (R2.12)	<p>労務費の項目について、各項目毎の作業日数を把握し、それに基づき人工等の設計を行い、業務内容と金額との間で著しい差が生じていないことを確認した。</p> <p>今後は、見積書の妥当性を確認し適切に対応していく。</p>
R1-意-37	P130	意見	北清掃工場	<p>【北清掃工場ごみ焼却設備定期保守点検業務委託】 設計書の作成について</p> <p>見積金額の妥当性に係る検討を加えた上で予定価格を設定しているが、現状ではそれが目に見える形で保存されていないため、今後はその点を考慮した事務が必要である。</p>	対応済 (R3.3)	<p>廃棄物処理施設点検補修工事積算要領(平成28年度版)に基づき、作成している予定価格表を見積書と合わせて保管することとした。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-38	P132~ 134	意見	廃棄物政策課	<p>【一般ごみ等収集運搬業務委託】 委託化の目標達成と人員計画について</p> <p>一般ごみ等収集運搬業務についてその業務量の50%を委託するという方針を打ち立てている。これは、「効率化を追求すること」と「市がノウハウを保持し続けること」という2つの目標を掲げていることを意味する。この2つの目標を達成させることは組織として業務を担っていく体制や戦略なくしては成り立たないものであり、より長期的な計画を立てて対応する必要がある。</p>	対応済 (R2.12)	<p>令和元年10月から、一般ごみ収集業務量の約50パーセントを民間に委託し、令和元年10月から令和4年9月までの長期継続契約を行った。</p> <p>令和2年度は、削減を図った定数に対して、定年退職等の人数が少ないことから、この人員は、清掃工場や環境事業所等へ配置し、後進に対し技術や技能の継承を図っていく。</p> <p>また、令和3年度は、定年退職等により、定数に満たなくなるため、再任用職員及び新規採用により定数を確保するとともに、ひき続き、技術や技能の継承を図っていく。</p> <p>令和4年10月以降の収集体制の在り方については、これまで進めてきた民間委託の効果や、災害時の対応も見極めた上で、検討していく。</p>
R1-意-39	P136	意見	契約課	<p>【都市計画基本図作成業務委託】 労働者災害補償保険の加入状況の確認について</p> <p>入札に参加するための競争入札参加資格の認定申請に際し、社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況を確認している。しかしながら、労働者災害補償保険の加入状況を確認する仕組みがなく、市は労災の加入状況は確認していない。事業者の労災の加入状況を確認する仕組みを構築する必要がある。</p>	対応困難 (R7.5)	<p>入札参加登録業者については、登録申請時に提出する社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険(労働保険))の領収書等に基づき、加入状況を確認している。その際に、雇用保険の加入の有無を確認することで原則として労働者災害補償保険(以下、労災保険)の加入についても確認ができていた。ただし、労働保険の二元適用事業者である建設業については、労災保険と雇用保険が別々に取扱いがされ、工事現場ごとに加入することになっているため、入札参加登録時に確認することは困難である。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-40	P140	意見	路政課	<p>【指定地域自転車等放置防止監視業務委託】 事業内容の見直しについて</p> <p>公設・民設の駐輪場の整備が進んだことや、市民の駐輪に対する認識の浸透が進んだこと等から、平成16年度をピークに市内の放置自転車等は減少しており、放置しようとする自転車等利用者に対して指導していく本事業は、所期の目的を達成しつつあると考えられる。より効率的な運用を図るため業務仕様書で定める配置地域や時間帯を見直すことが望ましい。</p>	対応済(R4.4)	<p>放置禁止区域内における1日当たりの放置自転車等の数が、平成16年度には4,911台であったものが、令和2年度には111台にまで減少したことや、本業務にかかる指導件数が1人1日当たり1～2回程度と少ないことから、所期の目的を達成したものと判断し、令和2年度をもって事業を廃止した。</p>
R1-意-41	P142	意見	緑土木事務所	<p>【JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託】 正式な仕様書の管理について</p> <p>簿冊を閲覧したところ、決裁後の正式な「業務委託仕様書」が保管されていなかった。仕様書を適切に保管しておく必要がある。</p>	対応済(R2.12)	<p>決裁後の正式な業務委託仕様書を適切に保管するものとした。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-42	P142	意見	緑土木事務所	<p>【JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託】業務報告書の日付記入の徹底について</p> <p>各種点検報告書を閲覧したところ、報告日が記載されていないものが散見された。日付記入を徹底する必要がある。</p>	対応済 (R2.12)	報告書に日付を記入するよう受注者に指導を行い、合わせて、受注者から報告書を受領する際、報告書の内容の確認を徹底する。
R1-意-43	P142~143	意見	道路整備課	<p>【JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託】ライフサイクルコストを考慮した調達方法の検討に</p> <p>昇降施設のメーカー系の三菱電機ビルテクノサービス株式会社横浜支社さがみ支店との1者随契によっている。このような設備に係る保守委託契約は、将来の保守費用を含めたライフサイクルコストを考慮し、当該設備の調達を行う際に、保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか、保守点検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札に改めることができないか等を検討することが望ましい。</p>	未対応 (R7.5)	令和元年以降、昇降施設を伴う設備の調達事例はない。今後の調達時においては、将来の保守費用を含めたライフサイクルコストを考慮した調達となるよう検討する。
R1-意-44	P143	意見	緑土木事務所	<p>【JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託】予定価格の妥当性の検証について</p> <p>同じ項目でも昇降施設によって単価が異なっている。その差が妥当であるか否か根拠が明確になっていない。同じ項目における単価差も含め、各項目の単価の妥当性を検証し、その根拠を明らかにしておく必要がある。</p>	対応済 (R2.12)	検証の結果、ES・EVともに機種・機能、階高、経過年数によってメンテナンスの単価が異なっていること、映像監視システムは、機種・機能・設置台数・設置場所によって単価が異なっていることを確認し、各項目の単価の妥当性を確認した。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-45	P144~145	意見	緑土木事務所	<p>【JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託】 予定価格の妥当性の横断的な検証について</p> <p>「相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託」の委託契約と比較すると、1本の契約内で見ると単価差がさらに広がっている。予定価格の妥当性については、同一契約内での検証にとどまらず、契約間においても比較するなど、横断的な検証を行う必要がある。</p>	対応済(R2.12)	<p>契約間において横断的な検証の結果、ES・EVともに機種、機能、階高、経過年数によってメンテナンスの単価が異なっていること、グリストラップ汚泥処理及び清掃についても、汚泥量・作業車によって、単価が異なっていることを確認し、予定価格の妥当性を確認した。</p>
R1-意-46	P147	意見	中央土木事務所	<p>【JR相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託】 再々委託への対応について</p> <p>当該委託業務のうち、エスカレーターグリストラップ保守業務、ピット清掃、消防設備点検及び火災警備は再委託されている。このうち、消防設備点検は、株式会社菱サ・ビルウェア横浜支店に再委託されているが、実際には株式会社防災サービスに再々委託されており、市はその状況を把握していなかった。</p> <p>契約事務の手引きのQ&Aに従い、再々委託についても必要事項を記載した書面の提出を求める必要がある。</p>	対応済(R2.12)	<p>再々委託において、契約状況を把握する必要があることから、受託者に対して再々委託に関する書面の提出を指導し、受領した。</p> <p>今後は、受託者との業務打合せにおいて、再々委託等の状況を確認するよう徹底していく。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
R1-意-47	P148	意見	中央土木事務所	<p>【JR相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託】業務報告書の日付記入の徹底について</p> <p>各種点検報告書を閲覧したところ、報告日が記載されていないものが散見された。日付記入を徹底する必要がある。</p>	対応済 (R2.12)	報告書に日付を記入するよう受注者に指導を行い、合わせて、受注者から報告書を受領する際、報告書の内容の確認を徹底する。
R1-意-48	P148	意見	道路整備課	<p>【相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託】ライフサイクルコストを考慮した調達方法の検討について</p> <p>昇降施設のメーカー系の三菱電機ビルテクノサービス株式会社横浜支社さがみ支店との1者随契に よっている。このような設備に係る保守委託契約は、将来の保守費用を含めたライフサイクルコストを考慮した複数年度にわたる期間を前提とした契約を行うことが望ましい。 (「JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託」と同様)</p>	未対応 (R7.5)	令和元年以降、昇降施設を伴う設備の調達事例はない。 今後の調達時においては、将来の保守費用を含めたライフサイクルコストを考慮した調達となるよう検討する。
R1-意-49	P148～149	意見	中央土木事務所	<p>【相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託】予定価格の妥当性の検証について</p> <p>同じ項目でも昇降施設によって単価が異なっている。その差が妥当であるか否か根拠が明確になっていない。同じ項目における単価差も含め、各項目の単価の妥当性を検証し、その根拠を明らかにしておく必要がある。</p>	対応済 (R2.12)	検証の結果、ES・EVともに機種、機能、階高、経過年数によってメンテナンスの単価が異なっていること、映像監視システムは、機種・機能・設置台数・設置場所によって単価が異なっていることを確認し、各項目の単価の妥当性を確認した。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
R1-意-50	P149	意見	中央土木事務所	<p>【相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託】 予定価格の妥当性の横断的な検証について</p> <p>「JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託」の委託契約と比較すると、1本の契約内で見るとよりも単価差がさらに広がっている。予定価格の妥当性については、同一契約内での検証にとどまらず、契約間においても比較するなど、横断的な検証を行う必要がある。</p>	対応済 (R2.12)	契約間において横断的な検証の結果、ES・EVともに機種、機能、階高、経過年数によってメンテナンスの単価が異なっていること、グリストラップ汚泥処理及び清掃についても、汚泥量・作業車によって、単価が異なっていることを確認し、予定価格の妥当性を確認した。
R1-意-51	P151	意見	南土木事務所	<p>【相模大野駅前ほか映像監視・巡回等業務委託（その2）】 他の事業の取込みについて</p> <p>事業目的は異なるが、本事業以外でも市は駅周辺の監視・巡回業務を行っている。 このような事業のうち本事業に取込みが可能なものを取込むことによってコスト削減を図ることも一つの方法である。具体例としては、都市整備課が実施している指定地域自転車等放置防止監視業務委託が挙げられる。</p>	対応困難 (R7.5)	南土木事務所が委託している「相模大野駅前ほか映像監視・巡回等業務委託」は、昇降施設を中心に業務区域を定めている。委託内の一業務である施設常駐巡回業務においては、常駐監視員からの緊急対応の出動要請があった場合には、常駐巡回員が巡回ルートのごく近からでも直ちに現場に急行し、二次災害の防止に努めなければならない旨の契約となっている。対して、都市整備課の自転車等放置防止指導員は自転車等放置禁止区域であることを市民に丁寧に説明し、自転車の放置防止及び駐車場の利用を指導することを目的としている。以上のことから、目的及び巡回エリアの異なる業務を施設常駐巡回業務に取込むことは、緊急時の管理に支障を来すことが懸念されるため、コスト面以外の課題も考慮に入れて検討を行うと現状での対応は困難である。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
R1-意-52	P152～153	意見	緑区役所区政策課	<p>【緑区合同庁舎設備保守管理業務委託】 点検報告書記載事項への対応について</p> <p>平成30年6月分、平成31年2月分の空調自動制御機器総合点検報告書を調査したところ、早期実施が必要(例：有効期限切れ等)に該当するとして報告されたものが、それぞれ3件と10件存在していた。この中には平成29年9月に交換時期が到来したものの、そのまま使用しているものも含まれている。</p> <p>市に今後の対応を確認したところ、時期を見て対応していくとのことであったが、適切に点検が行われ、適時に報告されている不具合については、この点検業務委託の成果を活かす意味でも、速やかに対応することが望ましい。</p>	対応予定 (R7.5)	<p>平成30年6月点検分の3件は、平成31年2月点検分10件のうちの3件と重複しており、交換等を早期に実施するよう点検事業者から報告があったのは10件である。</p> <p>この10件のうち、熱源制御系統（PMX4 OI用 リチウム電池1個）、熱源制御系統（積算熱量計用 リチウム電池3個）、中央監視系統（リチウム電池24個）の停電時データバックアップ用のリチウム電池及び監視室のディスプレイ（LCD）の計4件については、令和4年度下半期にそれぞれ交換を行った。</p> <p>また、中央監視系統のUPS（無停電電源装置）の1件については、令和5年度下半期に交換を行い、スイッチングHUB2件、監視PC、レーザープリンタについては令和6年度に更新した。</p> <p>なお、残るBEMSについては、令和7年度以降に交換を行う予定である。</p>
R1-意-53	P155～156	意見	中央区役所区民課	<p>【窓口受付及び証明書発行等業務委託】 サービス水準の測定について</p> <p>市が委託先に求める業務のサービス水準を仕様書に数値で規定しているが、今後は、失敗の回数そのものより、失敗の原因を探って今後に活かす方法を模索することがより一層重要性を増すと考えられる。仕様書における業務のサービス水準を数値で規定する現在の方法を将来的には見直すことが望ましい。</p>	対応済 (R6.1)	<p>中央区役所区民課窓口に関する業務に関し、迅速かつ正確、効率的な処理体制を確立することを目的に、令和4年度に総合評価方式による条件付き一般競争入札を実施し、落札業者との間で長期継続契約を締結した。この契約において求めるサービス水準については、民間委託の目的から、業務の迅速性、正確性に関する指標を定めた。なお、サービス水準は、達成状況を明確に測定できることが必要であるため、引き続き数値で規定することとした。また、不備事項について収集したデータは、内容を分析し、窓口等業務の改善に活用していくこととした。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-54	P156~157	意見	中央区役所区民課	<p>【窓口受付及び証明書発行等業務委託】 長期継続契約の導入について</p> <p>委託先は、プロポーザル方式(企画提案型)により複数の事業者から企画提案及び見積金額の提出を受け、総合的な審査の上で選定されたものであるが、長期継続契約ではないため、今後は毎年度委託先を選定する必要がある。</p> <p>将来の一定期間、業務内容に大幅な変更が生じないと予測できるのであれば、長期継続契約導入の可否を検討する必要がある。</p>	対応済(R6.1)	令和3年度までの検討を踏まえ、令和4年度に総合評価方式による条件付き一般競争入札を実施し、令和7年10月末までを契約期間とする長期継続契約を新たに締結した。
R1-意-55	P160~161	意見	学校施設課	<p>【小学校工事設計等委託】 契約金額の妥当性の検証について</p> <p>人工(人数×所要日数)は、予め委託先から提示されているものであるが、市は、実際にどのくらいの人工を要したかを把握していない。</p> <p>随意契約であるうえに、契約金額の予定価格に対する割合は99.91%であることを踏まえると、市にはその契約金額の妥当性を明確にしておく責務が入札による場合に比してはるかに大きいと考える。人件費の人工(所要日数×人員数)については、日報などで見積と実績に著しい差がないかを確認する必要がある。</p>	対応済(R3.3)	令和2年度発注分より、随意契約や競争入札契約に拘らず、受注者に日報の提出を求め、実績について確認をすることとした。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-56	P161~162	意見	学校施設課	<p>【小学校工事設計等委託】 1者随契の理由の妥当性について</p> <p>市の公共施設に係る耐震補強設計業務を委託する際、原則として、相模原市設計協同組合に委託することとしているが、これは平成8年6月に発出された事務連絡「耐震診断業務の委託先の検討について(依頼)」を根拠としている。</p> <p>平成8年度に発出した上記の事務連絡の効力についてはあらためて検討する必要がある。現状では、1者随契とする理由の合理性は乏しく、競争入札にてを原則とする必要がある。</p>	対応済(R6.7)	<p>市の公共施設に対する耐震性の判定においては統一的な見解が必要であり、これまでの実績を通じて必要な技術やノウハウを蓄積しており、当該業務委託についても適正かつ効率的な業務の遂行が期待できるため、当該受注者へ発注した。</p> <p>当該事業を再度実施する予定はない状況であるが、今後、同様の業務委託を実施する場合には、競争入札を原則に、当該業務委託契約の内容や性質、目的等を踏まえた適切な委託先の選定を行い、再発防止を図る。</p>
R1-意-57	P165~166	意見	学校教育課	<p>【平成30年度相模原市立小中学校英語指導助手派遣契約】 効果の測定の必要性について</p> <p>現時点では定量的な効果の測定は実施していないが、契約額が多額でもあり、委託事業者の良否の判断材料としても有益であると考えられることから、効果の測定方法を検討する必要がある。</p>	対応済(R2.12)	<p>全国学力・学習状況調査(英語及び質問紙調査)及び英語教育実施状況調査の結果をもとに、本事業の定量的効果測定をすでに実施している。また、全国の指定都市及び近隣自治体の動向を注視しながら、本事業の効果分析を進めている。</p> <p>今後も調査結果をもとにした定量的な効果測定を継続するとともに、本事業の在り方について検討を続けていく。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-58	P168	意見	教育センター	<p>【学校内ネットワークサポート保守委託】 校内ネットワーク会議について</p> <p>市は委託先と、毎月1回「校内ネットワークサポート会議」を行って、定期点検後のフォロー等も含めて前月の業務の報告を得ているとのことである。しかしながら、当該会議の開催については契約書、保守業務明細書(仕様書に相当)に規定されておらず、正式な会議録も残されていない。</p> <p>「校内ネットワークサポート会議」の開催につき契約書ないし保守業務明細書において明文化し、会議録も作成することが望ましい。</p>	対応済(R2.12)	令和2年度の契約書の業務委託仕様書において「受注者は運用定例会にて定期的に運用状況の報告を発注者に行い、運用定例会の開催を月1回程度実施すること。」について明記し、今後は会議録を作成することとした。
R1-意-59	P168~169	意見	教育センター	<p>【学校内ネットワークサポート保守委託】 業務報告の内容について</p> <p>委託先から市に業務完了報告書が提出されている。</p> <p>業務完了報告書に、サポートが電話対応のみで完了したのか、担当者が学校へ訪問して解決したのかについて記載がない。また、不具合の受付日についても記載がない。これらの項目は委託業務の水準を把握する上で重要なものと考えられるので、業務完了報告書に盛り込むことが望まれる。</p>	対応済(R2.12)	令和元年11月分の委託業務完了報告書から「修理受付番号」「学校名」「製品型番」「不具合内容」「完了日」「備考・作業内容」の他に「受付日」「完了日数」「現地対応の有無」の欄を追加し、様式の変更を行った。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-60	P169	意見	教育センター	<p>【学校内ネットワークサポート保守委託】 業務報告の日付について</p> <p>平成30年4月の業務完了報告書を閲覧したところ、完了日2018年3月6日のものが1件あった。市が委託先に確認したところ、完了日ではなく受付日を誤って記載したとのことで、完了日に訂正したものを再提出させたとのことである。</p> <p>市は、提出された業務完了報告書の内容を適時適切に確認しておく必要がある。</p>	対応済 (R2.12)	委託業務完了報告書受領時、内容の不備等や誤りがないか適切に確認を行うことを徹底する。
R1-意-61	P171	意見	図書館	<p>【相模原市立図書館窓口業務等委託】 業務日報の様式について</p> <p>業務日報の記載様式が仕様書の内容と整合していない。</p> <p>仕様書の記載と業務日報の様式の両方を見直し、市の要請する業務水準が保たれているか業務日報において検証が可能となるように工夫する必要がある。仕様書の記載に合わせて業務日報の様式をチェックリスト式とすることも一つの方法である。</p>	対応済 (R2.12)	仕様書にある業務内容の29項目すべての実施状況が毎日確認できるよう、業務日報の記載様式をチェックリスト方式に改め、令和2年4月1日から新様式の使用を開始した。

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-62	P172	意見	図書館	<p>【相模原市立図書館窓口業務等委託】 業務日報の記載内容について</p> <p>委託先に提示したマニュアル通りに委託先の業務が処理されていることをもって通常通りと判断することであるが、マニュアルに従って業務処理すべきことが契約書、仕様書に明示されていない。 仕様書の記載を見直してマニュアルに準拠すべきことを明確にしておく必要がある。 また、提案書において提案されている事項をどの程度実現しているかといった観点を、業務水準の評価に取り入れることが望まれる。</p>	対応済(R4.4)	<p>マニュアルに準拠して業務処理すべきことを、令和3年10月1日に契約更新した契約条項第2条に追記して明確にした。(下線部が新たに加えた箇所) (業務の実施) 第2条 受注者は、別に定める相模原市立図書館窓口業務等委託仕様書(以下「仕様書」という。)及び業務マニュアルに基づき、善良なる業務実施者として責任を持って、業務の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>提案事項の進捗状況については、「業務日誌」や「事業等実施結果報告書」で実績等を報告させるとともに、毎月、受託者との連絡調整会議を開催して、提案事業も含めた業務全般に関する意見交換を行い把握している。 また、業務水準の評価については、利用者へのアンケート調査を年1回実施しており、その中の項目である図書館サービスにおける利用者の満足度等の指標を、評価の一つとして考えている。</p>
R1-意-63	P174	意見	橋本図書館	<p>【相模原市立橋本図書館窓口業務等委託】 業務日報の様式について</p> <p>業務日報の記載様式が仕様書の内容と整合していない。 仕様書の記載と業務日報の様式の両方を見直し、市の要請する業務水準が保たれているか業務日報において検証が可能となるように工夫する必要がある。仕様書の記載に合わせて業務日報の様式をチェックリスト式とすることも一つの方法である。</p>	対応済(R2.12)	<p>仕様書にある業務内容の29項目すべての実施状況が毎日確認できるよう、業務日報の記載様式をチェックリスト方式に改め、令和2年4月1日から新様式の使用を開始した。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-64	P174	意見	橋本図書館	<p>【相模原市立橋本図書館窓口業務等委託】業務日報の記載内容について</p> <p>委託先に提示したマニュアル通りに委託先の業務が処理されていることをもって通常通りと判断することであるが、マニュアルに従って業務処理すべきことが契約書、仕様書に明示されていない。仕様書の記載を見直してマニュアルに準拠すべきことを明確にしておく必要がある。</p> <p>また、提案書において提案されている事項をどの程度実現しているかといった観点を、業務水準の評価に取入れることが望まれる。</p> <p>(「相模原市立図書館窓口業務等委託」と同様)</p>	対応済(R4.4)	<p>マニュアルに準拠して業務処理すべきことを、令和3年10月1日に契約更新した契約条項第2条に追記して明確にした。(下線部が新たに加えた箇所)</p> <p>(業務の実施)</p> <p>第2条 受注者は、別に定める相模原市立橋本図書館窓口業務等委託仕様書(以下「仕様書」という。)及び業務マニュアルに基づき、善良なる業務実施者として責任を持って、業務の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>提案事項の進捗状況については、「業務日誌」や「事業等実施結果報告書」で実績等を報告させるとともに、毎月、受託者との連絡調整会議を開催して、提案事業も含めた業務全般に関する意見交換を行い把握している。</p> <p>また、業務水準の評価については、利用者へのアンケート調査を年1回実施しており、その中の項目である図書館サービスにおける利用者の満足度等の指標を、評価の一つとして考えている。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
R1-意-65	P176	意見	相模大野図書館	【相模大野図書館業務委託】 令和元年10月1日からの委託契約について	対応済 (R4.4)	<p>令和3年10月1日の契約更新に当たり、契約条項の第2条でマニュアルに準拠して業務処理をすべきことを明確にした。（下線部が新たに加えた箇所）</p> <p>（業務の実施） 第2条 受注者は、別に定める相模原市立相模大野図書館窓口業務等委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び業務マニュアルに基づき、善良なる業務実施者として責任を持って、業務の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>業務日報の様式については、仕様書に定められた事項が遵守できているか確認できるよう項目等を見直した。</p> <p>提案事項の進捗状況については、「事業等実施結果報告書」で実績等を報告させるとともに、毎月、受託者との連絡調整会議を開催して、提案事業も含めた業務全般に関する意見交換を行い把握している。</p> <p>また、業務水準の評価については、利用者へのアンケート調査を年1回実施しており、その中の項目である図書館サービスにおける利用者の満足度等の指標を、評価の一つとして考えている。</p>
				【相模原市立博物館総合管理業務委託】 再々委託への対応について <p>再委託業務の中に、「水処理装置保守業務」があり、クリタ・ビルテック株式会社を再委託会社として承認しているが、保守業務の一部である水質分析はクリタ分析センター株式会社に再々委託されている。</p> <p>契約事務の手引きのQ&Aに従い、再々委託についても必要事項を記載した書面の提出を求める必要がある。</p> <p>令和元年度の契約期間終了に伴い委託先の選定が行われ、市立図書館・橋本図書館の業務を受託している株式会社図書館流通センターが委託先に選定された。相模大野図書館についても市立図書館・橋本図書館と同様の対応が図られることが望まれる。</p>		

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R1-意-66	P178	意見	博物館	<p>【相模原市立博物館総合管理業務委託】 指名業者を市内業者に限定していないことについて</p> <p>指名競争入札では、できる限り多くの事業者を指名することが競争性を発揮する上でも望ましいが、できる限り市内業者を指名するという要望もある。この2つの要件を満たすと同時に公平性・公正性を確保も求められるため、業務の種類や特性、契約期間、設計金額等について毎期見直しを行い、次年度の契約に反映させることが望まれる。</p>	対応困難(R7.5)	<p>施設管理業務のうち設備の保守点検等の業務は20項目以上に渡り、警備は防災設備等の館内設備と密接な関係にあるほか、清掃についても、設備の保守点検や不具合対応との綿密なスケジュール調整が必須である。これらを一元的に管理することで、事務負担の軽減や業務の効率化を図ることが可能であることから、博物館では総合管理業務を採用している。</p> <p>本業務の種類や特性については、維持管理の対象となる施設・設備の種類、性質に基づき規定されるものであり、現状の施設・設備が維持される限りにおいて、業務の種類、特性を変更する見直しは困難と判断した。</p> <p>契約期間の見直しについては、施設設備等の日常的監視業務については建築物や機器等に関するノウハウの蓄積を必要とすることから、現状のまま3年間の長期継続契約とすることとした。</p> <p>設計金額については、公共工事のように積算基準や設計単価が存在しないため、公契約条例関係の手續に則り、市内・準市内の複数業者からの最新の参考見積を毎期取得することで、見直しを図っている。</p> <p>入札にあたっては、同種業務を市内業者だけで入札すると、入札参加者数を一定程度確保することが困難であったことから、市内業者に限定していなかった。また、令和6年6月から令和9年5月までの当該委託契約については、競争性、公平性及び透明性のより一層の向上を図るため、条件付一般競争入札を実施しているが、対象業種の市内業者が、相模原市競争入札参加者選定要綱において規定する指名業者数を下回っていたことから、競争性を確保するため地域要件を準市内まで拡大し入札を実施した。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
R1-意-67	P179	意見	博物館	<p>【相模原市立博物館総合管理業務委託】 再々委託への対応について</p> <p>再委託業務の中に、「水処理装置保守業務」があり、クリタ・ビルテック株式会社を再委託会社として承認しているが、保守業務の一部である水質分析はクリタ分析センター株式会社に再々委託されている。</p> <p>契約事務の手引きのQ&Aに従い、再々委託についても必要事項を記載した書面の提出を求める必要がある。</p>	対応済 (R2.12)	<p>水処理装置保守業務はクリタ・ビルテック株式会社に再委託しており、水質分析も当該業者で実施可能なため、クリタ・ビルテック株式会社への再委託のみで、クリタ分析センター株式会社への再々委託は行わないものとした。今後、真にやむを得ない事情が発生する場合は、契約の手引きに従い、再々委託についても書面の提出を求めることとする。</p>
R1-意-68	P181	意見	指令課	<p>【消防情報管理システム保守委託】 保守委託料とシステム本体の関係について</p> <p>今後システムを更新する際や指令課における他のシステム導入時には、一体契約の導入の是非を検討することが望ましい。</p>	対応困難 (R7.5)	<p>消防情報管理システムは、消防OAシステム、警防本部システムを始め、指令装置、出動車両運用管理装置、消防団災害情報伝達装置など、多岐にわたるシステムから構成され、119番通報の受付から災害出場指令、部隊運用、災害活動報告など、消防業務の根幹となる設備である。</p> <p>各システムは個々で耐用年数も異なること、また、社会の通信規格の変革も踏まえ、一括の更新は実施せず、更新計画に基づき部分的なシステム更新を実施している状況である。</p> <p>一体契約の導入の是非を検討したが、上記のことから、システムの安定稼働を優先し保守対応の一元化を保つためには、年度毎に保守対象機器及び保守内容を精査し、単年度で保守契約を取り交わす必要がある。</p> <p>そのため、部分的なシステム更新時に保守を含めた一体型契約を結ぶことは困難である。</p> <p>今後、別システムの導入時や、消防情報管理システムを一括更新できる機会があれば、事業を精査し一体契約の導入を検討する。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年8月終了)

テーマ「委託に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
----	------	----	-----	-------------	----------------	-----------

指摘事項 ※		意見	
措置済	18	対応済	56
検討・改善中	0	対応予定	6
措置困難	2	対応困難	6
合計	20	合計	68